

# 一般貸切旅客自動車運送事業経営及び更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年7月16日（水）

## 注意事項

1. 試験時間は10時00分～10時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

## 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日 : 令和7年7月16日

受験者名 : (事業者名)

(氏名)

問1 次の文中の（ ）の部分に当てはまる語句を記入して下さい。

1. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

答. 5年

2. ( ) は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一. 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

答. 安全管理規程

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を( )内に記入して下さい。

( ○ ) 1. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報を公表しなければならない。

( × ) 2. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

( × ) 3. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

( × ) 4. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。

- ( ○ ) 5. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
- ( ○ ) 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。
- ( ✗ ) 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
- ( ○ ) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
- ( ○ ) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- ( ○ ) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
- ( ○ ) 11. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- ( ○ ) 12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。
- ( ✗ ) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。
- ( ✗ ) 14. 事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があつた日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。
- ( ✗ ) 15. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するため遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるとときは、当該事業者に対し、（セ）を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- （コ）事情に照らして著しく不適切であり、旅客の（ウ）するおそれがあるものであるとき。
- 特定の旅客に対し不当な（エ）取扱いをするものであるとき。
- 他の事業者との間に不当な（ア）を引き起こすおそれがあるものであるとき

ア. 競争	イ. 連携	ウ. 利益を阻害	エ. 差別的	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 社会的経済的
サ. 条件	シ. 利便を向上	ス. 公共の福祉	セ. 期限	ソ. 適合

2. 道路運送法は（シ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ス）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（エ）を確保し、道路運送の（カ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（キ）を増進することを目的とする。

ア. 供給	イ. 道路交通法	ウ. 車両数	エ. <u>輸送の安全</u>	オ. 適正な運営
カ. <u>利用者</u>	キ. <u>公共の福祉</u>	ク. 道路運送車両法	ケ. 事業者	コ. 訪日外国人
サ. 利益	シ. <u>貨物自動車運送事業法</u>	ス. <u>需要</u>	セ. 旅客の利便	ソ. 旅行業法

3. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（イ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が（ク）で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（キ）しなければならない。

ア. 15日	イ. <u>100日</u>	ウ. 60日	エ. 30日	オ. 1年
カ. 法	キ. <u>公表</u>	ク. <u>告示</u>	ケ. 通達	コ. 命令
サ. 省令	シ. 報告	ス. 指導	セ. 届出	ソ. 回答